

1. ナイトタイムエコノミーに関連した取り組みについて

【実施中の主な取り組み】

- 神戸夜景ツアー(「まやルート」「ビーナスルート」の運行)
 - (まやルート)
 - 運行日:毎週金曜日
 - コース:三宮駅→まやケーブル下[バス]→まやケーブル駅[まやビューライン]
(三宮駅16:45発、17:45発の1日2便、各定員20名)
 - 運行会社:神姫バスツアーズ(株)
 - (ビーナスルート)
 - 運行日:毎週土曜日
 - コース:三宮駅→ビーナスブリッジ→神戸ハーバーランド→三宮駅[バス]
(三宮駅17:00発、19:00発、21:00発の1日3便、各定員20名)
 - 運行会社:神姫バスツアーズ(株)

- シティループの夜間特別運行
 - 運行日:H29.7.15~8.27までの土日祝およびお盆期間(14日間)
 - 運行時間:18:30~21:00頃まで(約20分間隔で運行)

- 神戸市立博物館プレミアムフライデー夜間開館(11/24, 12/22, 1/26)
 - 神戸市立博物館で、旧居留地にあるミュージアム群と連携し、プレミアムフライデーにあわせて開館時間を延長、これにあわせて街角コンサートも実施

- 旧居留地 NightMarket(11/25 17:00~21:00)
 - 大丸神戸店の東側道路を利用して、「食・音楽・デザインによる居心地の良い夜の空間づくり」をテーマに、神戸の食材や料理を提供するナイトマーケットを開催し、ナイトタイムエコノミーの活性化に向けた社会実験の実施

- 神戸観光冊子「夜たび神戸」【日本語版】の発行(H29.9~)
 - 宿泊促進・滞在時間の拡大とライフスタイル価値の向上に繋げることをコンセプトに、神戸の夜を紹介した観光冊子「夜たび神戸」【日本語版】を発行



- メリケンパークのリニューアル(4/5 リニューアルオープン)
 - 開港150年関連事業として、遊歩道の整備、芝生広場の拡張、ステージ改修、夜間景観の演出、新たなフォトスポットの設置、飲食店(スターバックス)の誘致を実施。

- その他の取り組み
 - ・「神戸三宮・夜バル」「元町夜市」「南京町春節祭」など

【神戸、ナイト・カルチャー活性化のすすめ(トーク&シンポジウム)】

民間団体主催により、「ナイト・カルチャー」の活性化に関して議論するシンポジウム「神戸、ナイト・カルチャー活性化のすすめ」を定期的に開催

- 開催経緯
 - (第1回)
 - 日時:平成29年4月20日 18:00~23:00
 - 主催:(一社)TodaysArt JAPAN/AAC TOKYO
 - テーマ:「神戸におけるナイト・カルチャーの活性化はどうあるべきか?」「経済として、夜の街の文化をどのように活性化させるべきか?」「行政として、神戸市は、いかに市民の文化事業をサポートしていくべきか?」
 - (第2回)
 - 日時:平成29年9月29日 19:00~23:00
 - 主催:Underground Gallery
 - テーマ:「ツーリズムの観点から考える、ナイトカルチャー活性化のススメ」



今後の神戸における「ナイトタイムエコノミー(夜の経済活動)」の振興の検討に向けて、ナイトタイムエコノミーの振興に資すると想定される産業や文化の現状・特性及び国内外の都市で実施されているナイトタイムエコノミー振興施策について、調査・分析を実施中

2. 開発条例による過密化対策について

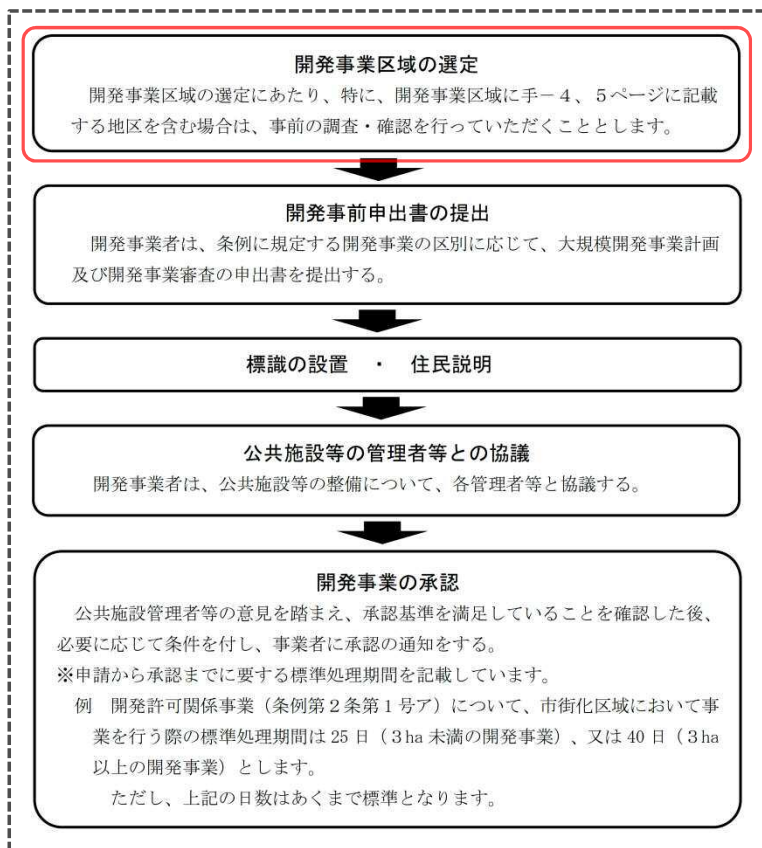
【神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例(H30.6施行)】

○条例の概要

開発事業(下記に該当する行為又は事業)にかかる手続及び基準に関して定めた条例を新たに制定
 ※従前は、「神戸市開発指導要綱」で指導

- ア 開発行為であって、開発許可又は法第34条の2第1項の協議の成立を要するもの
- イ 土地区画整理事業
- ウ 住戸の数が40戸以上である長屋又は共同住宅を建設する事業
- エ 流通業務団地造成事業又は工業団地造成事業
- オ 住戸の数が20戸以上である住宅の建設事業

(手続のフロー)



○開発事業区域が教室の不足を避けるため、仮設校舎の設置など可能な対策を行っても、なお教室数が不足するおそれのある地区(受入困難地区)に該当する場合、教育委員会との協議をお願いしている。

(神戸市からお願いする協力の例)

- ・開発・分譲の段階的な実施
- ・ファミリー向け戸数の見直し
- ・学校や校区の状況について、購入者や入居者への十分な事前説明 など

○今後6年について、児童の受け入れは可能であるが、そのために神戸市として何らかの対策が必要、もしくは必要となるおそれのある地区(要注意地区)については、教育委員会との情報交換をお願いしている。

【「神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例」による学校施設の情報提供の実施について(H29.11プレス発表)】

○受入困難地区
 該当地区なし

○要注意地区
 中央区では、宮本小学校・中央小学校・こうべ小学校・山の手小学校が該当

